

3月17日（日）は、千葉県知事選挙の投票予定日です

『一票に 夢のせ 意志のせ 思いのせ』

◆御宿町で投票できる人は次の要件をすべて満たしている人です

- ①日本国民で、平成5年3月18日までに出生した者であること
- ②平成24年12月1日までに当町に住民登録しており、引き続き3ヵ月以上御宿町に住所を有していること。（期日前投票は3月1日から始まりますが、平成24年11月28日から同年12月1日の間に転入届出をした方は3月2日からとなります）
- ③公職選挙法に規定する欠格要件に該当しないこと

◆期日前投票等について

投票日当日、仕事や旅行等で投票所に行って投票できない場合、以下のとおり、期日前投票ができます。

【期間】3月1日（金）～16日（土）の8:30～20:00

【会場】役場2階中会議室

◆転入・転出した人について

＜転入した人の投票＞

平成24年12月2日以降に、千葉県内のほかの市町村から御宿町に転入した人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、次のいずれかの方法で投票できます。

- ①投票日当日、前住所地の投票所へ行って投票する。
- ②投票日の前日までに、前住所地の選挙管理委員会などへ行って期日前投票をする。
- ③前住所地の選挙管理委員会に投票用紙などの交付を請求し、投票日の前日までにその交付された投票用紙などを持って、御宿町の選挙管理委員会で投票する。

※事前に前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

＜転出した人の投票＞

転出した人は、市町村長の発行する証明が必要となる場合があります。詳しくは町選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆選挙公報について

【配布方法】

3月8日（金）の新聞の朝刊に折り込む予定です。

新聞未購読世帯の方は、3月8日（金）以降、以下の場所で配布しますのでご利用ください。

【配布場所】役場2階選挙管理委員会・町公民館・町B&G海洋センター・御宿児童館・月の沙漠記念館・御宿児童館・(株)西武プロパティーズ御宿台営業所・御宿岩和田漁協本所・御宿岩和田漁協御宿支所・布施郵便局

大切な一票です。棄権せず、必ず投票しましょう。

【問い合わせ】町選挙管理委員会 TEL68-2511

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成25年2月25日 NO. 619

編集 御宿町企画財政課 TEL68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

消費者自立支援講座

「悪質商法をみんなでシャットアウト！」

近頃、県内でも多発している詐欺事件。魔の手は身近に存在し、いつ自分が被害者になっても決しておかしくはない状況です。

町では、こうした悪質商法被害の未然防止や早期解決について、以下のとおり消費者自立支援講座を開催します。

【日時】3月13日（水）13:30～15:00

【会場】町公民館 1階大ホール 【費用】無料

【講師】千葉県消費生活指導員

【その他】

- ・事前に電話にてお申し込みください。
- ・受講者全員にもれなく『消費者行政エビアミーゴ絆創膏』を進呈します。

【申込・問い合わせ】産業観光課 商工観光班 TEL68-2513

「緊急通報装置」設置申込について

町では加齢や疾病、障害等による身体機能の低下により、緊急時の通報が困難な方を対象として、緊急通報装置の設置事業を実施しております。

設置できる世帯の条件はおおむね次のとおりです。

- ①65歳以上の方だけの世帯
- ②重度の身体障害のある方のみの世帯

【申し込み】

役場2階保健福祉課または地域福祉センター備付の申込用紙に必要な事項を記入の上、地区の民生委員を通じて町に申請してください。

【問い合わせ】保健福祉課 福祉介護班 TEL68-6717

3月のB&G健康運動教室

町B&G海洋センターでは、以下のとおり健康運動教室を実施しています。どなたでも参加できます。ぜひご参加ください。

【日時】各教室とも金曜日14:00から1時間程度

○かんたんエアロビクス 1日・22日

○ステップエアロビクス 15日・29日

※保険については、各自加入をお願いします。

【問い合わせ】町B&G海洋センター TEL68-4143

国民年金保険料後納制度を ご利用ください！

国民年金は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に、国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。これまで国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納付できませんでしたが、平成24年10月1日から3年間に限り*10年以内であれば納付することが可能（後納制度）になりました。

※後納制度利用期間：平成24年10月～平成27年9月

20歳から60歳に到達するまでの間に、保険料を納付できなかった方、また被保険者としての届出を忘れたことで国民年金の資格期間がない方などが、後納制度を利用することにより、年金額の増額や受給資格期間(25年)を確保できる場合があります。

【注意】

- ・老齢基礎年金を受給されている方などは、制度を利用できません。
- ・過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料に一定の金額が加算されます。
- ・後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めることになります。
- ・一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)された期間のうち、未納となっている期間も対象となります。

※後納制度に関する詳しい内容は、以下「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

【受付時間等】

- ・月～金曜日 8:30～17:15
- ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は19:00まで延長。
- ・第2土曜日 9:30～16:00
- ※休業日：土曜・日曜、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

【問い合わせ】

「国民年金保険料専用ダイヤル」TEL 0570-011-050
千葉年金事務所 TEL 043-242-6320

心配ごと相談所の開設

3月の心配ごと相談所は以下のとおりです。
お気軽にご利用ください。

開催日	会場	相談内容
3/1(金)	地域福祉センター	一般相談・行政相談 障害者相談
3/22(金)	地域福祉センター	一般相談・人権相談

※相談時間は、9:00～12:00

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL68-6725

平成25年度前期技能検定

千葉県職業能力開発協会では、以下のとおり技能検定を実施します。詳しくはお問い合わせください。

【等級】1級、2級、3級(一部職種)及び単一等級

【職種】52職種88作業

園芸装飾、造園、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、布はく縫製、印刷、プラスチック成型、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾、路面表示施工、産業洗浄、3級機械保全、3級建築大工

【受験資格】原則として各職種とも所定の実務経験が必要

【受験費用】実技16,500円 学科3,100円

【受付期間】4月8日(月)～19(金)

【試験日程】6月5日(水)～9月10日(火)の間の指定する日

【合格発表】

3級職種(金属熱処理を除く) 8月23日(金)

1級・2級・単一等級・3級(金属熱処理) 10月4日(金)

【申込・問い合わせ】

〒261-0026 千葉県千葉市美浜区幕張西4-1-10

千葉県職業能力開発協会 技能検定課

TEL 043-296-1150

URL <http://www.chivada.or.jp>

平成25年春季全国火災予防運動

去年は夷隅管内において44件の火災が発生しました。中でも
焚き火やたばこからの出火が多く、ちょっとした不注意から火災と
なっています。火の取り扱いには十分注意してください。

【実施期間】3月1日(金)～7日(木)

【防火標語】「消すまでは 出ない行かない 離れない」

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

—3つの習慣・4つの対策—

【3つの習慣】

○寝たばこは、絶対にやめましょう。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

○寝具やカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用しましょう。

○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置しましょう。

○お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を

作りましょう。

【問い合わせ】夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部予防課

TEL80-0132

労災職業病なんでも相談会

千葉労災職業病対策連絡会では、県民を対象に「労災職業病
なんでも相談会」を開催します。労働災害や職業病に関して
相談したいことがある方はご参加ください。

【日時】3月30日(土) 13:00～16:00※予約不要・当日受付

【会場】船橋市勤労市民センター 3階第4会議室

【対応者】弁護士、労働安全衛生管理者、ソーシャルワーカー 他

【費用】無料

【問い合わせ】千葉中央法律事務所 TEL043-225-4567

平成25年歌会始のお題および 詠進要領について

【お題】「静」と定められました。

【詠進歌の詠進要領】

①詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で1人1首とし、
未発表のものに限ります。

②書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と
短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、
ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を
縦書きで書いてください。

③用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。
ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意(但し、サイズは
半紙サイズ)とし、毛筆でなくても差し支えありません。

④病気または身体障害のため毛筆にて自書することができない
場合は以下によることができます。

ア 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所および
氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。
この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて
詠進歌に添えてください。

ウ 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

※詳しくは宮内庁ホームページを参照ください。

URL <http://www.kunaicho.go.jp/>

【注意事項】以下の場合には、詠進歌は失格となります。

①お題を詠み込んでいない場合、短歌の定型でないもの、
また、用紙が縦長の場合。

②1人で2首以上詠進した場合や毛筆でない場合。

③詠進歌が既に発表された短歌と同一または著しく類似した
短歌である場合。

④詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の
出版物、年賀状等により発表した場合。

⑤代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての
詠進歌。

⑥住所、氏名、生年月日、職業を書いてないもの、その他、
詠進要領によらない場合。

【詠進の期間】9月30日(月)まで※郵送可(9月30日消印有効)

【郵便のあて先】〒100-8111 宮内庁

※封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく
折って封入して差し支えありません。

【問い合わせ】

宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、切手を
貼った返信用封筒を添えて、書面により9月20日(金)までに
問い合わせください。